

議案第9号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一



職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(沼田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第17条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

(沼田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沼田市職員等の旅費に関する条例(昭和40年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第7項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(沼田市印鑑条例の一部改正)

第4条 沼田市印鑑条例(昭和51年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)」に改める。

(沼田市消防団に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 沼田市消防団に関する条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正す

る。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。